

# 告示

埼玉県告示第二百二十九号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定により、次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

平成二十三年二月二十五日

埼玉県知事 上田清司

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（％） その他の規格	登録の有効期限	生産業者の氏名 又は名称及び住所
埼玉県第 四五六号	米ぬか油 かす及び その粉末	2・0抽 出米ぬか 油かす粉 末	窒素全量 二・〇 りん酸全量 四・〇 加里全量 一・〇	平成二十九 年三月三日	株式会社岡安商店 埼玉県越谷市赤山 本町一七番地一六
埼玉県第 五九一号	消石灰	防散消石 灰	アルカリ分 七二・〇	平成二十八 年十一月三日	菱光石灰工業株式 会社 東京都千代田区神 田富山町一〇番地 二
埼玉県第 五九五号	魚かす粉 末	8・0雑 魚荒かす 粉末	窒素全量 八・〇 りん酸全量 五・〇	平成二十九 年二月二十 六日	三幾飼料工業株式 会社 東京都練馬区東大 泉三丁目五番一四 号
埼玉県第 六六〇号	乾燥菌体 肥料	東水1号	窒素全量 五・五 りん酸全量 一・〇 含有を許される有 害成分の最大量及 びその他の制限事	平成二十五 年十二月十 五日	東洋水産株式会社 東京都港区港南二 丁目一三番四〇号

項は、公定規格の とあり